平成２４年（フ）第６２８号
熊本県菊池郡大津町大字杉水861番地８、前住所熊本県菊池郡大津町大字杉水861番地10
債務者　濱　　大樹
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６６８号
熊本県上益城郡御船町大字上野1334番地
債務者　堀田　浩二
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６８２号
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目36番20号
債務者　緒方　亜矢
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６８８号
熊本市北区清水万石１丁目７番52―３号
債務者　池田紀美子
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４１７７号
大阪市住吉区万代東１―２―10、住民票上の住所大阪府東大阪市加納３丁目９番８―201号
債務者　川野栄次郎
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１６１号
大阪府門真市大字三ツ島1060番地６棟401号、事業所所在地奈良県生駒市高山町９―177―１
債務者　岡商店こと　岡　　博史
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７２６号
大阪府高槻市弥生が丘町３番18号
債務者　ＰＲＯＤＵＣＥ118こと　佃　　博志
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７８３号
大阪市東淀川区豊里７丁目12番10号第８東城マンション406号
債務者　藤本　香梨（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７９３号
大阪市西区北堀江２丁目８番３号202
債務者　勝山　尚子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８４４号
大阪市平野区西脇２丁目11番11―512号
債務者　串間　瑞季（旧姓勝部）
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３１１号
大阪府東大阪市瓜生堂１丁目１番10号
債務者　浅野　惠子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３３８号
大阪府池田市住吉１丁目４番16号201
債務者　日宇　暢也
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３４７号
大阪市東住吉区桑津１丁目５番10号ロイヤルレスト桑津　７Ａ号
債務者　藤本　鐘憲
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３６０号
大阪府吹田市竹見台４丁目６番Ａ１―1007号
債務者　上岡佳世子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３８２号
大阪市平野区長吉六反５丁目４番34―103号
債務者　伊藤　　哲
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４１８号
大阪府守口市大宮通２丁目８番26号
債務者　吉田こと　朴　　正一
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４１９号
大阪市東淀川区豊新５丁目８番25号　第一島上マンション102号
債務者　鶴岡　正春
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで大阪地方裁判所第６民事部